

令和6年度所定疾患施設療養費の算定状況について

医療法人 美穂会

介護老人保健施設 小谷苑

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表致します。

【算定要件】

- ① 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置が行われた場合に、(Ⅰ)を算定するときは、1回に連続する7日間を限度とし、月1回に限り算定する。(Ⅱ)を算定するときは、1回に連続する10日間を限度とし月1回に限り算定する。
※(Ⅱ)を算定する場合は、検査等をする医師が介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。
- ② 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することは認められないものであること。
- ③ 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次の通りであること
 - イ 肺炎
 - ロ 尿路感染症
 - ハ 带状疱疹
 - ニ 蜂窩織炎
 - ホ 慢性心不全の急性増悪
- ④ 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できるものであること。
- ⑤ 算定する場合にあっては、診断名、診断をおこなった日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に医療機関で行われた検査・処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載すること。
- ⑥ 請求に際して、診断、行った検査、治療内容を記載すること。
- ⑦ 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和6年度 所定疾患施設療養費算定状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

病名	件数	算定日数	主な治療内容
肺炎	2	10	バイタル測定、血液検査、血中酸素濃度の測定、酸素吸入、抗生剤の点滴注射、水分補給（経口・点滴）
尿路感染症	1	5	バイタル計測、血液検査、点滴、投薬、処置
带状疱疹	1	7	投薬、軟膏塗布
蜂窩織炎	0	0	
慢性心不全の急性増悪	1	7	バイタル測定、血中酸素濃度の測定、酸素吸入、抗生剤の点滴注射、痰吸引